

(財政金融委員会)

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案（閣法第四五号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（以下「機構法」という。）を廃止して独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）を解散するとともに、これに伴う資産債務の承継等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構法の廃止

機構法（平成十四年法律第二百二十五号）は廃止する。

二、機構の解散

機構は、この法律の施行の時に解散する。

三、解散に伴う資産及び債務の承継等

1 国は、公園事業を経理する第一号勘定に属する資産のうち、概ね出資割合に応じて、土地（自然公園部分）及び政令で定める金額に相当する金銭（有価証券の現金化）を承継し、それ以外の資産及び債務

は大阪府が承継する。

2 基金事業を經理する第二号勘定に属する資産及び債務については、政令で定める基金承継人が承継する。

四、その他所要の経過措置

その他所要の経過措置を設ける。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一部の規定は公布の日から施行する。